

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年5月13日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

物品管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和4年4月4日 午前9時10分頃

2 事故発生の場所

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市役所本庁舎1階 市民窓口課窓口

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■■■

4 事故の概要

上記日時、場所において、相手方が手指消毒のためアルコール消毒液（ジェルタイプ）を使用したところ、ポンプの先に固まったジェルが詰まっていたため、

アルコールが飛び散り、相手方の目に入り受傷させたもの

5 損害賠償額

金17,920円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金17,920円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。